

宇宙人大使館に関する選択議定書  
Draft v1.3

2021年2月27日

作成 <PLACE> on <DATE>. 発行日 <DATE>



Copyright © International Raëlian Movement

**注記**

1. 国際連合によって採択された場合、又は合意がなされた場合、著作権は国際連合に無償で譲渡されます。
2. 法解釈上、このドラフト文書の原版は英語版となります。

宇宙人大使館に関する選択議定書  
作成 at <PLACE> on <DATE>

1961年3月2日から4月14日までウィーンで開催された国際連合会議において採択された 外交関係に関するウィーン条約（以下「条約」という）の締約国であり、

また、1961年4月18日にウィーンで開催された国際連合会議により採択された紛争の義務的解決に関する選択議定書（以下「紛争議定書」という）の締約国でもあり、

国家の主権平等の原則、国際の平和及び安全の維持、ならびに諸国間の友好関係の発展に関する国際連合憲章の目的及び原則を念頭に置き、

我々の銀河系において、他の星を公転する何千もの惑星が発見され、その多くが居住可能であることが証明されているが、このことは、地球外生命体が存在する可能性と、その中には、恒星間飛行の能力を持つ文明を発展させた地球外生命体がいるかもしれない、という論理的帰結の双方を示していることを支持し、

この条約の締約国とコミュニケーションをとる可能性のある、又はこの条約の締約国が発見してコミュニケーションをとることを希望する地球外生命体との友好関係は、国際平和及び安全の維持並びに国家間の友好関係の増進に著しく寄与することを信じ、

外交上の交流、特権及び免除に関する惑星間条約は、その起源や生物学的性質の違いにかかわらず、知覚を有する生命体間の友好関係の発展に寄与するものであると信じ、

このような特権と免除の目的は、個人の利益ではなく、惑星を代表する外交使節団の機能の効率的な遂行を確保することであることを認識して、

次の通り協定した：

## 第1条

1. 本議定書において、次の表現は、それぞれ以下に定める意味を有するものとする：

(a) 「地球外文明」とは、社会的な発展や組織化という高度な段階を経て発展した他の惑星を起源とし、そこで生活する存在の集まり又は集団のことである。

(b) 「世話人」とは、地球外文明との接触に先立って設置された「使節団の当面の事務を担当する」（条約第19条 第2項参照）ために、接受国によって任命された人物をいう。ただし、このような人物は、地球外文明の外交官とみなされたり、外交官として扱われたりすることはない。

2. この議定書の目的上、条約第22条の「侵入」という語は、軍事レーダーがその在外大使館の構内及び上空の空域を監視することを含むものとする。

## 第2条

1. 次の諸条で特に定める事項を除き、この条約は、条約締約国と地球外文明との間の関係についても、国家間の関係に適用されるものに準じて適用されるものとする。

2. 次の諸条で特に定める事項を除き、紛争議定書は、条約の締約国と地球外文明との関係に適用されるこの条約の解釈又は運用に起因する紛争に適用されるものとする。

## 第3条

1. この議定書の締約国は、地球外文明の代表者に接触を行う前、又は接触を受ける前に、地球外文明からの使節団のための施設を設置することを希望する場合には、その国は、次のいずれかを行うことができる：

(a) そのような使節団のための施設を設立し、世話人を任命すること、又は

(b) そのような使節団のための施設を設立及び維持することを目的として設立された組織と協定を締結し、その協定に基づいて、その組織が世話人を任命すること。

2. 上記(b)の場合、協定は少なくとも条約第11条、第20条、及び第21条で網羅されている事柄に対処している必要がある。

3. いずれの場合においても、使節団の敷地の所有権は、条約第13条に従い、地球外からの使節団の長がその職務を開始した日、又はその後できる限り速やかに、地球外文明に移転させるものとする。

4. いずれの場合においても、世話人の任命は、条約第13条に従い、地球外からの使節団の長がその職務を開始した日、又は、その後できる限り速やかに終了するものとする。

## 第4条

地球外からの使節団の長の派遣に先立ち、世話人は使節団の事務、技術、及びサービススタッフの雇用と指導に責任を負い、私設の使用人を雇用することも可能である。この点に関して世話人は、条約第10条に基づき、必要とされるあらゆる届出を行う責任を負う。

## 第5条

第14条に定める三つの階級に分かたれる使節団の長に加え、ここに第四の階級、すなわち、国の元首に対して派遣された地球外文明の大使という階級を設ける。席次及び儀礼に関する事項については、この階級は、他の三つの階級に優先するものとする。

## 第6条

1. 条約第22条は条約第13条に従い、地球外からの長がその任務を開始した日に、この議定書第3条の下に設立された使節団の施設に適用されるものとする。ただし、その施設は、使節団の施設とすることを意図しているため、相応の設計及び建設がなされるべきであり、その日までの間、第22条に従い、接受国により管理及び取り扱われなければならない。ただし、犯罪が行われた又は行われていると信じるに足る理由が接受国にある場合は、その施設は接受国の法律に従い、個人の施設として取り扱われなければならない。

2. 条約第10条に基づき、世話人が接受国に対し、使節団の長の到着が次の通りであると信ずるに足りる十分な理由があると勧告した場合は：

(a) 差し迫った場合、接受国は直ちに第22条を完全に遵守し、少なくとも24時間はそうしなければならない、又は

(b) ある特定の日にその可能性がある場合、接受国はその日の午前0時を1秒過ぎた時から、少なくとも翌日の午前0時を1秒過ぎるまで、第22条に完全に従わなければならない。

3. 地球外からの使節団の長がその任務を遂行するためにやって来た場合、条約第13条に従い受入国はその事実を国際連合事務総長にできる限り迅速な手段で通報しなければならない。

4. いずれの場合も、地球外からの使節団の長がその24時間以内に到着しない場合、上記第2項に基づき、接受国は世話人から更なる助言を受けるまで、第22条を完全に遵守し続ける必要はない。

## 第7条

この議定書は、条約の締約国である又は締約国になる可能性のあるすべての国が、次のとおり、〈期日〉までに〈場所未定〉で、その後は〈期日〉までに、ニューヨークの国際連合本部で署名することができるものとする。

## 第8条

この議定書は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託されるものとする。

## 第9条

この議定書は、条約の締約国となるすべての国による加入のため開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託されるものとする。

## 第10条

1. この議定書は、この議定書への二番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託した日から三十日目の日に効力を生ずる。

2. 本条第1項の規定による発効後にこの議定書を批准し又はこれに加入する各国については、この条約は、その国の批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日日に効力を生ずる。

## 第11条

国際連合事務総長は、この条約の締約国となる可能性のあるすべての国に次の事項を通報するものとする：

- (a) 本議定書第6条第3項に基づき受領した勧告
- (b) 第7条、第8条及び第9条の規定に従って行なわれるこの条約の署名及び批准書又は加入書の寄託、及び
- (c) 第10条の規定に従ってこの議定書が効力を生ずる日

## 第12条

この議定書の原本は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による本文をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託される。事務総長は、この議定書のすべての締約国にその認証謄本を送付するものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、この条約に署名した。

<20〇〇>年<〇〇>月<〇〇>日に<〇〇〇〇>で作成した。

---